

第7章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

丸山の火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における予防及び応急対策は、次の定めによる。

第2節 丸山の概要

第1 丸山の概要

丸山（海拔 1,692m）は、大雪山系東部、大雪山国立公園南東部にあり、東大雪山系ウペペサンケ山—ニペソツ山の中間に位置しており、その裾野は上士幌町、新得町に広がっている。平成元年に火山であることが確認され、平成3年5月1日気象庁が火山に認定した。本火山は、十勝岳の東方約 28km 地点に位置し、西部は十勝川支流のニペソツ川水系が、東部は幌加川支流の幌加音更川水系が深い谷を刻んでいる。

中生層の基盤上に形成された直径約 2.5 km、比高約 600m の輝石安山岩質の小型火山である。山頂部には 3～4 個の溶岩ドームがあり、北西—南東方向に伸びる爆裂火口列が開いている。

（参考：北海道地域防災計画 第7章 火山災害対策計画）

（参考：北海道地域火山機動観測実施報告第17号大雪山・丸山（平成8年11月札幌管区気象台））

第2 噴火記録

最新の噴火は 1898 年 12 月のもので、直径約 300m の最大の第1火口壁上に約 2 m の噴出物が残っている。1898 年の噴火（水蒸気爆発）は、河川汚濁や死魚流下等として記述されている。

1989 年 1 月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的にみられる。

1989 年 1 月から始まった大規模な群発地震は、1988 年 12 月 16 日から 1989 年 3 月 5 日まで続いた十勝岳の噴火活動中に発生したのをきっかけとして丸山が注目され、その後、大学等により地質学・地球物理学・地球科学的な調査が行われた。

1995 年 1 月～2 月と、同年 5 月末～6 月初めにかけても小規模な群発地震が発生した。

（参考：北海道地域防災計画 第7章 火山災害対策計画）

（参考：北海道地域火山機動観測実施報告第17号大雪山・丸山（平成8年11月札幌管区気象台））

第3 予想される噴火及び被害想定

噴火による被害想定は、噴火の規模やその態様により異なるが、火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害想定は、過去の噴火の記録等により想定するものとする。

丸山の活動状況は、長期的には、山頂部の爆発火口群の第3火口付近、又は同火口北西地域で、中・小規模の水蒸気爆発の可能性が考えられる。また、噴気・熱水活動の変化は将来とも発生し、本火山に源を発するニペソツ川などの河川の水質に悪影響を及ぼすことが予想される。更に火口壁の破壊や崩壊、堆積した降灰などが泥流や土石流となって下流部まで災害を生ずるおそれがある。

第3節 災害予防対策

第1 火山観測体制

独自の観測体制は困難であり、災害情報の収集等については、十勝支庁地域災害対策連絡協議会との相互連携を密にし、情報収集にあたるものとする。

第2 災害危険箇所

丸山の災害危険箇所の設定は、火山噴火の規模や態様により画一的に線引きすることはできない。丸山の噴石による災害は、小規模水蒸気爆発による火口周辺の放出が考えられるが、火口から数百m以上の距離まで噴石が達する可能性が低いため、概ね火口から1kmの範囲内を危険区域に設定するものとする。なお、二次的に起こる下流部での火山泥流、土石流は、噴火の規模や形態により異なるため、必要に応じて危険箇所の拡大を行うものとする。

また、防災マップの作成等、これらの火山災害に関する情報をまとめた印刷物等の配布により、町民等への情報提供を効果的に行い、警戒地区の周知に努めるものとする。

第3 避難体制の整備

発災時の避難誘導に関する避難体制の整備については、「第4章 第9節 避難体制整備計画」及び「第5章 第4節 避難対策計画」の定めによるものとする。

このほか、避難生活の長期化や、火山災害の影響範囲の拡大などが予想されることから、今後、近隣市町村との避難者の受入に係る協定の締結など、避難施設の確保を図るものとする。

第4 通信施設の整備

町は、防災関係機関と相互に連携して、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化に努めるものとする。

第5 防災知識の普及啓発

町は、防災関係機関と協力して、平常時から広報誌等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行勧を行うために必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

第6 防災訓練の実施

町は、防災関係機関、町民等と相互に連携して実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第4節 災害応急対策計画

第1 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1 火山情報の種類

火山現象に関する情報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第11条の規定により発表される「緊急火山情報」、「臨時火山情報」及び「火山観測情報」である。

なお、「緊急火山情報」は活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第21条第1項の規定により知事に通報される。

2 火山情報の発表基準

(1) 緊急火山情報

火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合

(2) 臨時火山情報

火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合

(3) 火山観測情報

緊急火山情報又は臨時火山情報の補完その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合

3 火山情報の発表官署

全ての火山に係わる火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

4 異常現象の通報

丸山火山噴火に関する異常現象を発見したものは、遅滞なくその状況を町長に通報しなければならないものとする。

異常現象の通報を受けた町長は直ちに十勝支庁長及び防災関係機関に通報するものとする。

5 火山情報の伝達

(1) 臨時火山・火山観測情報の伝達

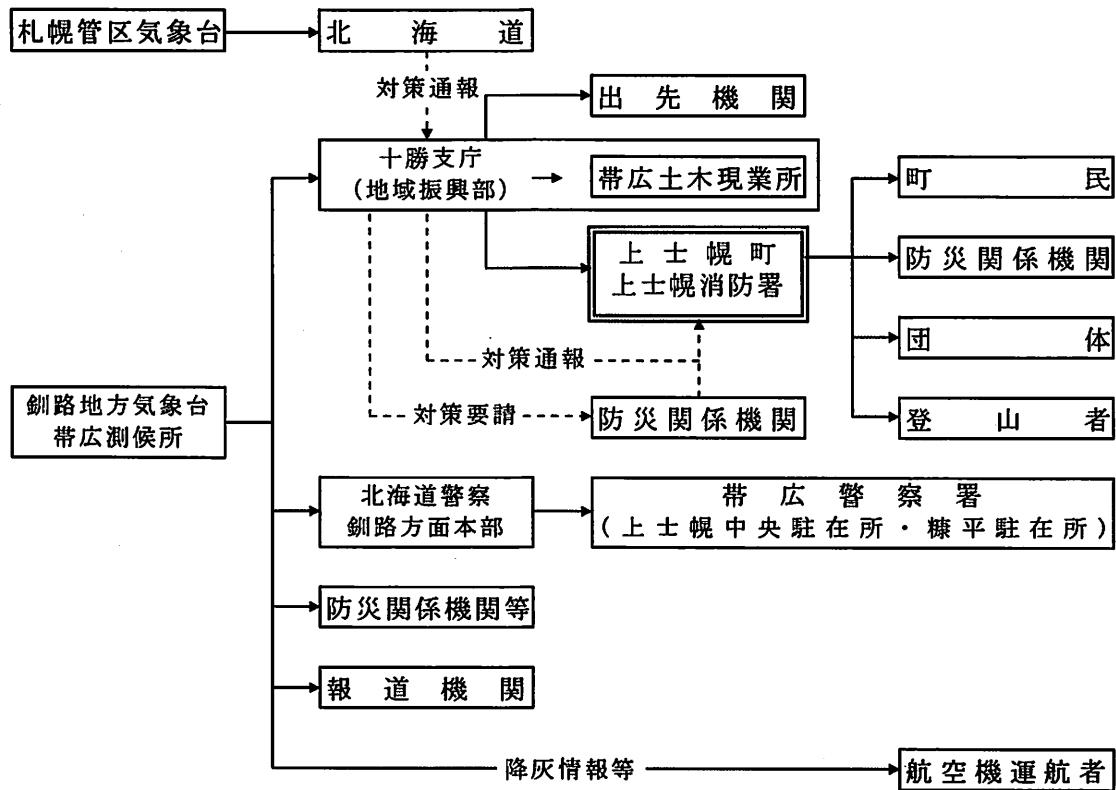
臨時火山・火山観測情報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

(2) 緊急火山情報の通報及び伝達

町長は、知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を防災関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をするものとする。

[火山情報伝達系統図]



第2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、町の区域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「第5章 第1節 災害情報通信計画」の定めによるものとする。

第3 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

第4 応急措置

災害の拡大を防止するため、「第5章 第3節 応急措置実施計画」の定めにより応急措置を実施するものとする。

第5 避難措置

人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第6 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めにより気象庁の発表する火山情報（火山活動度レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、町民への周知に努めるものとする。また、この場合、あらかじめ関係市町村、防災関係機関等と協議するものとする。

第7 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、「第5章 第5節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

第8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市町村等各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、町の区域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。